

青梅都市計画土地区画整理事業の決定（原案）

拠点整備部拠点整備課

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

青梅都市計画土地区画整理事業 今井土地区画整理事業

2 理由

本地区は、首都圏中央連絡自動車道青梅インターチェンジの北側に隣接していることから、「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」（平成20年5月）において、流通業務地区の候補地として位置づけられ、「多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月）」において、自然環境に十分配慮しながら、流通業務機能などが集積する拠点的形成することとされている。

さらに、「青梅市都市計画マスタープラン（平成26年5月）」では、広域交通の結節点としての利便性を生かし、土地区画整理事業による基盤整備を進め、物流を中心とした流通業務機能などの集積を図ることとしている。また、本地区の集团的農地は、「青梅市緑の基本計画（平成26年5月）」において、開発の際に計画的に緑を配置していく地域とされている。

これらの上位計画の基本事項を踏まえ、計画的に緑を配置していくとともに周辺の農地や住環境に配慮しつつ、広域交通の利便性を生かした物流拠点の形成を図るため、約49.4haの区域について、土地区画整理事業を決定するものである。

青梅都市計画土地区画整理事業の決定 (青梅市決定)

都市計画今井土地区画整理事業を次のように決定する。

| 名 称 | | 今井土地区画整理事業 | | | | |
|---------------------------------|---|--|----------------|-----|-------|-----|
| 面 積 | | 約49.4ha | | | | |
| 公 共 施 設 の 配 置 | 道 路 | 種 別 | 名 称 | 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
| | | 幹線街路 | 3・5・1 2 青梅中央道線 | 16m | 約520m | |
| | | 幹線街路 | 3・4・1 3 青梅東端線 | 16m | 約830m | |
| | 計画地北側に青梅都市計画道路3・5・1 2号青梅中央道線、計画地中央部に青梅都市計画道路3・4・1 3号青梅東端線を整備し、宅地内には都市計画道路と接続する形で、幅員6～15mの区画道路を適宜配置する。 | | | | | |
| | 公 園 | 施行地区の面積の3%以上を整備する。 | | | | |
| | その他の公共施設 | 雨水排水については、雨水調整池や緑地を適切に配置し、地区内に降った雨の流出を抑制する。 汚水排水については、公共下水道に接続する。 | | | | |
| 宅 地 の 整 備 | | 公共施設整備にあわせて、流通業務機能などを集積させる土地利用を図る。 | | | | |

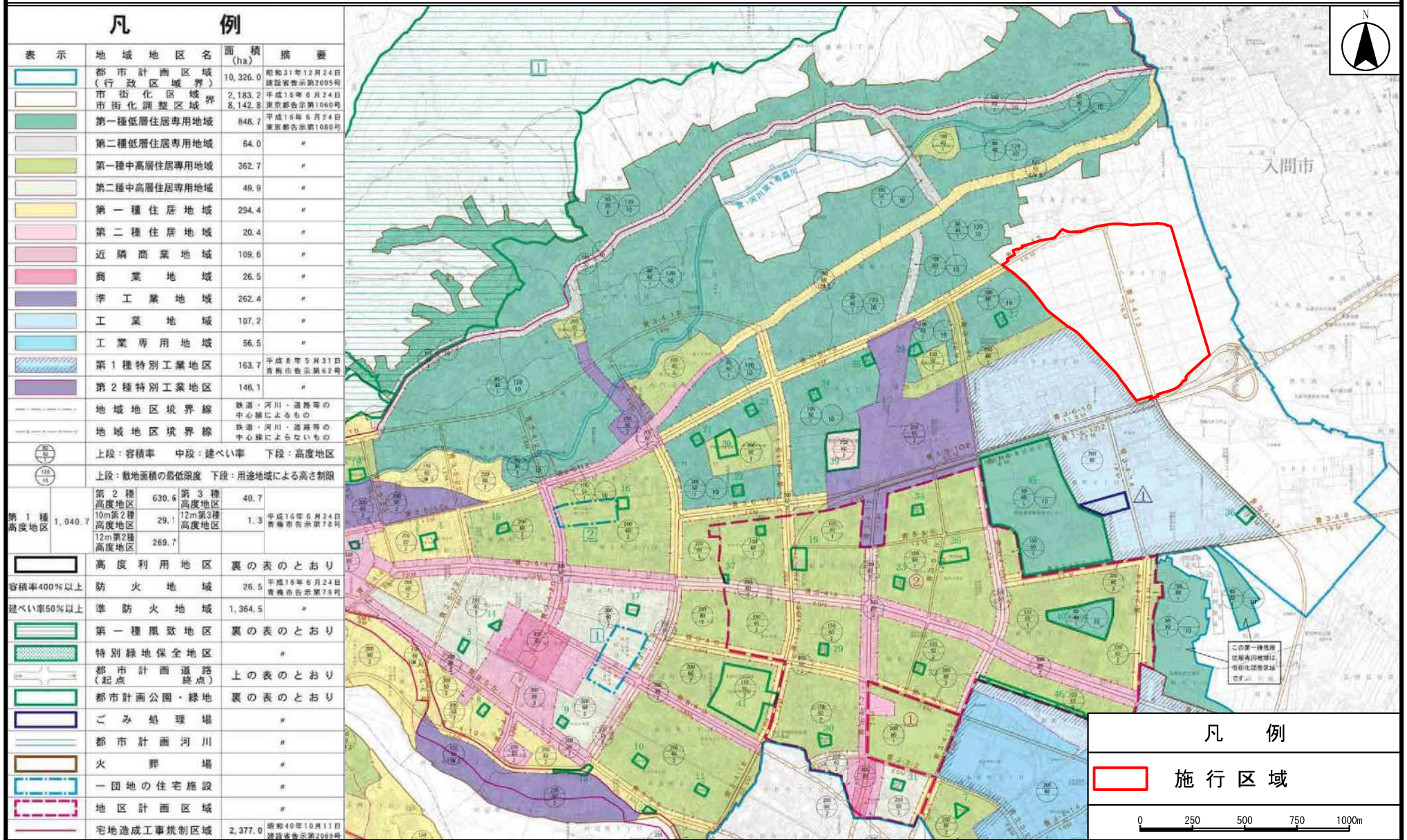
「施行区域は、計画図表示のとおり」

理 由： 本区域は、周辺の農地や住環境に配慮しつつ、道路や公園等の公共施設の整備を行い、圏央道の整備効果を生かした物流拠点の形成を図るため、土地区画整理事業を決定する。

なお、今井土地区画整理事業の実施が周辺環境に与える影響については、東京都環境影響評価条例にもとづく環境影響評価書のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

青梅都市計画土地区画整理事業 今井土地区画整理事業 総括図

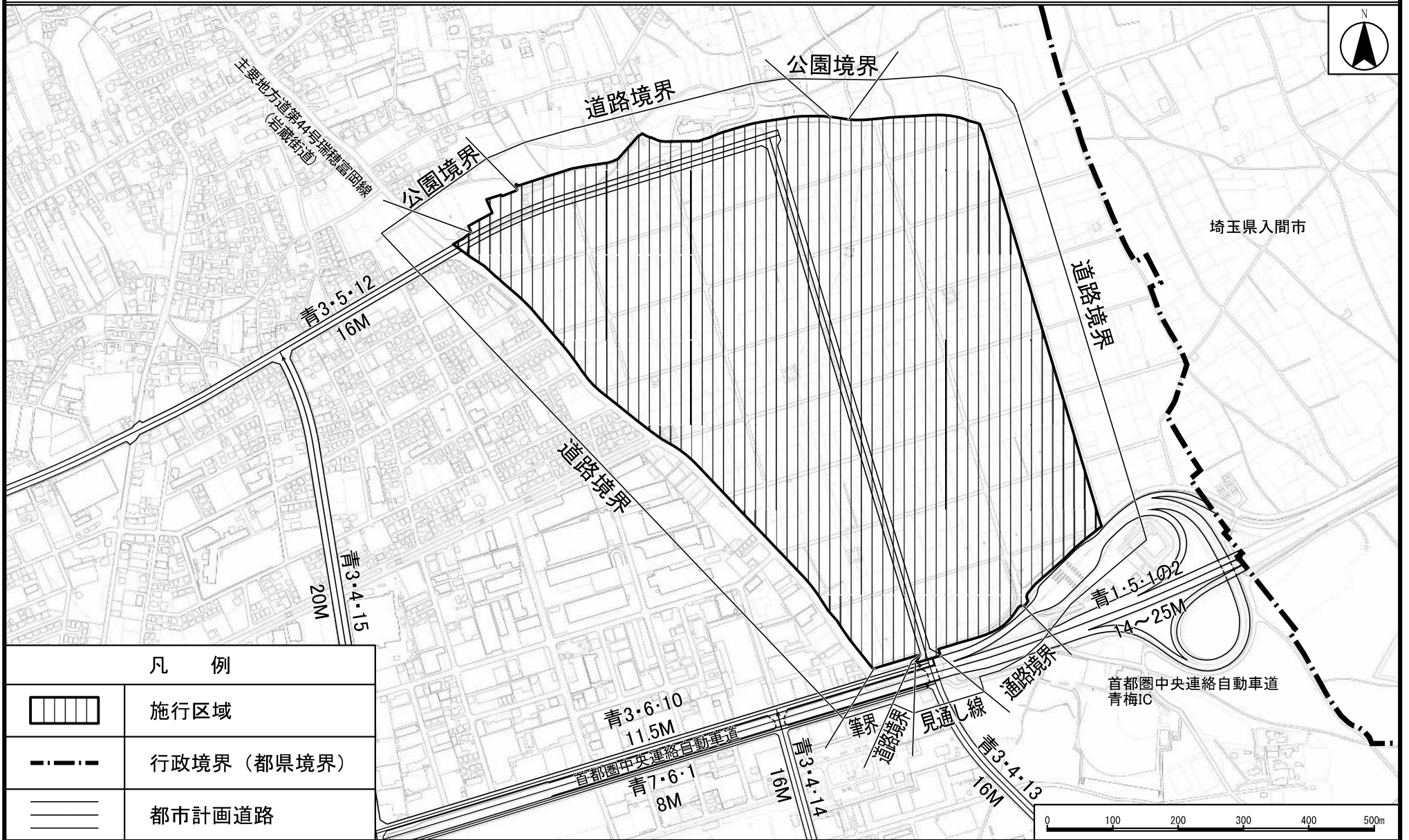
[青梅市決定]



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。(承認番号)4都市基交第13号」
 「(承認番号)4都市基街都第113号、令和4年7月4日」無断複製を禁ずる

青梅都市計画土地区画整理事業 今井土地区画整理事業 計画図

[青梅市決定]



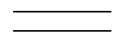
凡 例



施行区域



行政境界 (都県境界)



都市計画道路

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)4都市基交著第13号」
 「(承認番号)4都市基街都第113号、令和4年7月4日」無断複製を禁ずる